

1. 商品名（愛称）	《いわぎん》後見制度支援預金
2. 対象預金	普通預金（無利息・決済用）
3. 販売対象	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる指示書の交付を受けた方
4. 期間	期間の定めはありません。
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の口座開設店窓口でのみ、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく金額を預入ができます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位 ・ 口座開設、預入の都度、家庭裁判所から交付された「指示書」（謄本）のご提示が必要となります。 ・ 給与、年金、配当金、振込等による入金は、ご利用できません。
6. 払戻方法 （1）払戻方法 （2）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の口座開設店窓口でのみ、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく金額を払戻ができます。 ・ 払戻の都度、家庭裁判所から交付された「指示書」（謄本）のご提示が必要となります。 ・ A T M（現金自動預入支払機）、公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 ・ 本口座は、キャッシュカードを発行いたしません。
7. 解約方法 （1）解約方法 （2）指示書によらない解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の口座開設店窓口でのみ、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき解約をすることができます。 ※解約時には、家庭裁判所から交付された「指示書」（謄本）のご提示が必要となります。ただし、以下の事由に該当する場合は、「指示書」（謄本）のご提示は不要です。 ・ 預金者が亡くなられた場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用対象外となった場合 ・ 本口座の残高が定額自動送金・振込手数料の金額に満たない場合 ・ 普通預金規定上の解約事由の他、法令の改正、経済情勢の変動にその他事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
8. 利息	無利息です。
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設手数料は、11,000円（税込）です。 ・ 定額自動送金をご利用になる場合は、当行所定の振込手数料がかかります。

10. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、本口座と同一の被後見人名義の普通預金口座への定額自動送金をご利用できます。 ・定額自動送金の金額変更等する場合も、家庭裁判所から交付された「指示書」(謄本)が必要となります。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本口座の開設は、お客さまお一人につき1口座です。 ・本口座と被後見人名義の普通預金口座は、同一店舗での開設になります。 ・岩手県内の店舗のみの取扱いとさせていただきます ・マル優の取扱いはできません。 ・総合口座の作成はできません。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772